

第2章

みどりの現状と課題

1 八王子市の概要.....	10
(1) 位置・地勢.....	10
(2) 人口動態.....	11
2 前計画からの課題.....	12
(1) 前計画の目標.....	12
(2) 主な成果と今後の課題.....	14
3 みどりに関わる社会情勢など.....	17
(1) 社会情勢への対応.....	17
(2) 自然環境問題への対応	18
4 国等の方向性.....	21
5 市民意見.....	24
6 計画改定の考え方.....	26

1 八王子市の概要

(1) 位置・地勢

八王子市は東京都の西部に位置しており、面積は18,638haです。

地形は、山地、丘陵、台地、低地の4つに大きく分類されます。西には高尾山や陣馬山に代表される山々が連なっており、山地からは複数の丘陵が東に伸びています。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、豊かな自然と市街地が近接する本市特有の環境を形成しています。

起伏の多い変化に富んだ地形によって多くの河川や湧水が存在し、河川は東へ向かって流れています。市内には18の一級河川があり、河川沿いには段丘が形成されています。

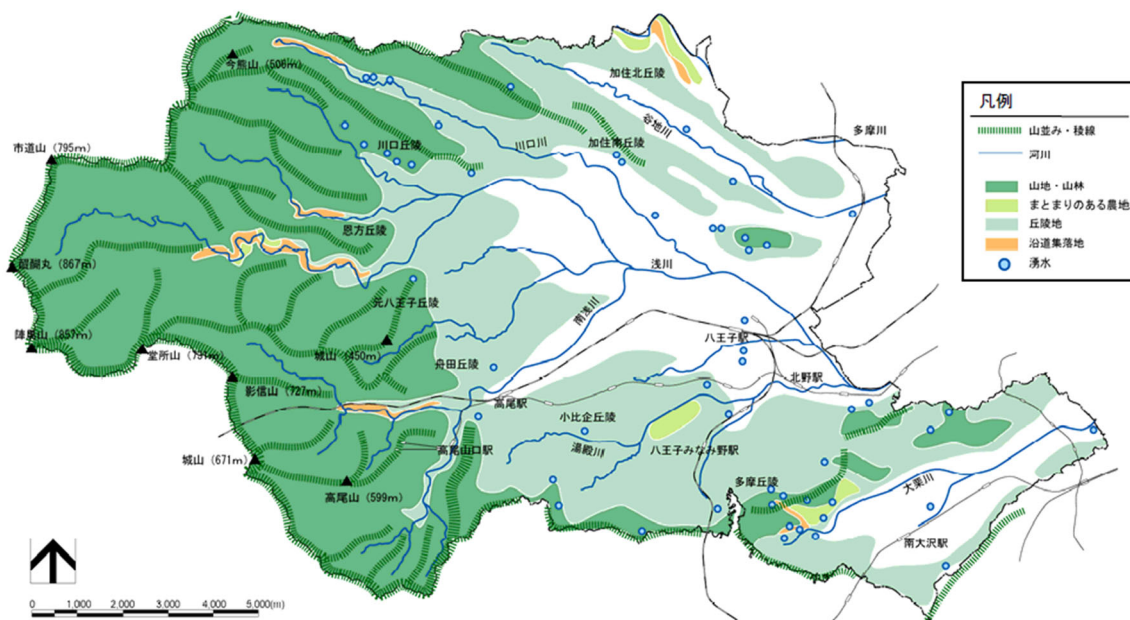


図. 市街地を取り囲む丘陵地と水系の分布（八王子市景観計画 平成30年）

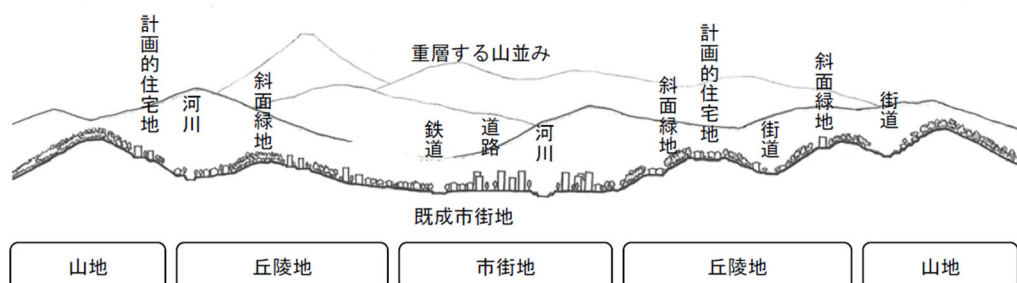


図. 八王子の自然と都市の景観概念図（八王子市景観計画 平成 30 年）

市域は、市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」により、「中央地域」「北部地域」「西部地域」「西南部地域」「東南部地域」「東部地域」の6地域に区分されています。

各地域によってみどりの状況は大きく異なり、西部、西南部地域には明治の森高尾国定公園など山林としてのみどりが多い一方、東部、東南部地域のニュータウン開発区域は公園・緑地としてのみどりが多く存在します。

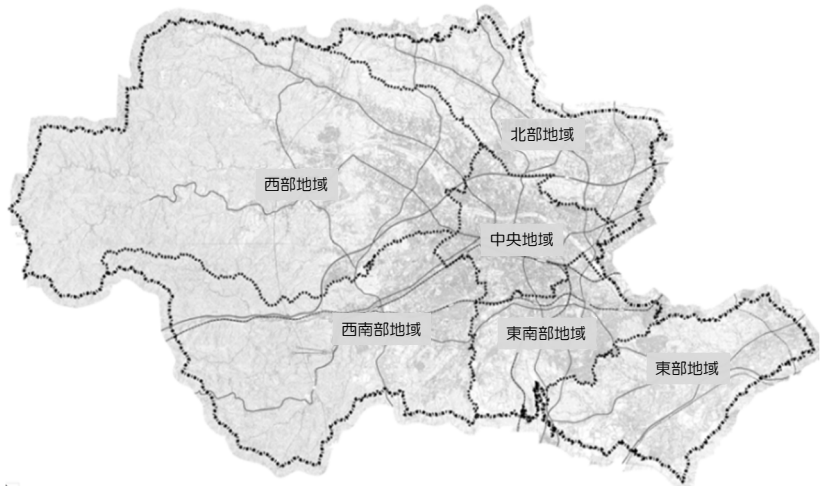


図. 地域区分（八王子市景観計画 平成30年）

（2）人口動態

国勢調査によると、本市の人口は昭和40年では207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発が行われ、さらに昭和50年代には多摩ニュータウンの入居が始まったことから人口が急増し、平成22年には580,053人となり、その後、平成27年には577,513人となりました。

「八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成30年改定版）における人口推計では、本市が目指す将来展望（出生率が国民希望出生率1.8、若い世代の転出を抑制）を実現した場合、令和12年（2030年）での総人口は548,937人（令和元年12月末より約2.4%減）と想定されています。

また、本市の特徴として、大学が多く18～23歳の若い世代が多いことや各地域によって人口構成が異なることなどがあげられます。

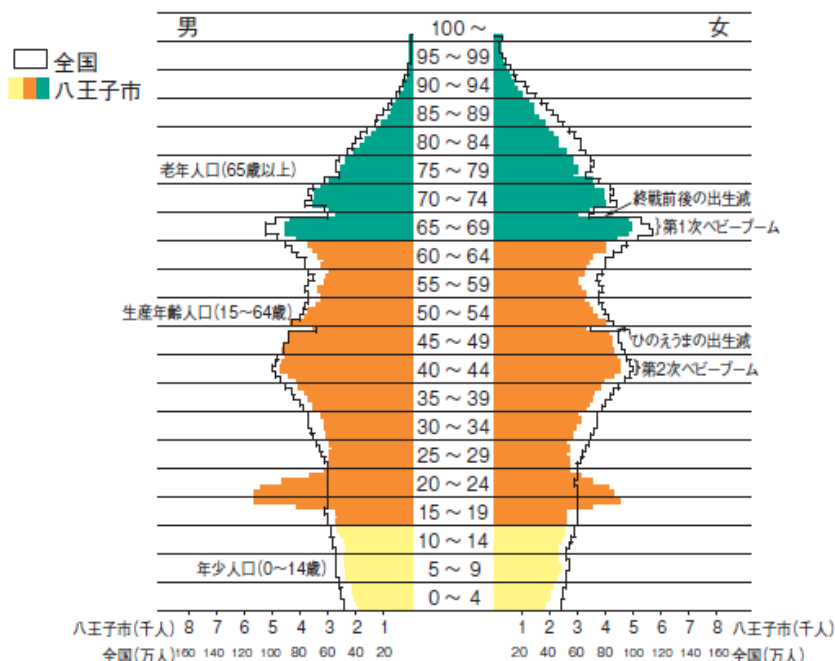


図. 年齢別人口構成（はちおうじ学園都市ビジョン 平成29年）

2 前計画からの課題

(1) 前計画の目標

① 緑被率

緑被率は、ある区域における緑に覆われた面積の割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。前計画策定時の調査では緑被率 61.0%（平成 19 年度）で、前計画の目標は「現在の水準を確保」でしたが、改定に伴う平成 29 年度調査では 58.4%でした。

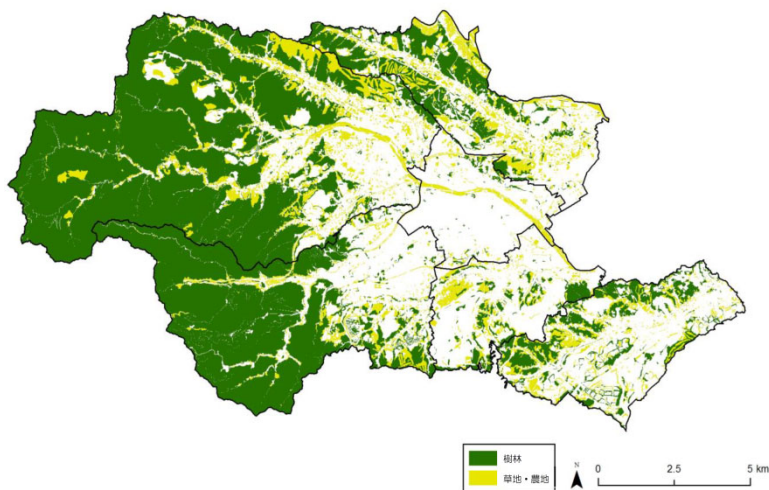


表. 緑被率 調査結果

地 域	H19年度	H29年度	増 減
中 央	10.4%	9.3%	-1.1%
北 部	51.9%	47.8%	-4.1%
西 部	77.4%	76.3%	-1.1%
西南部	73.3%	72.0%	-1.3%
東南部	27.0%	25.3%	-1.7%
東 部	36.8%	33.0%	-3.8%
市全域	61.0%	58.4%	-2.6%

減少の原因については、全体的な傾向として民有樹林地や農地の減少のほか、地域的な要因として、北部は戸吹北区画整理事業、八王子インター北区画整理事業や新滝山街道の整備など都市計画に伴う事業、東部は多摩ニュータウンの宅地開発などがあげられます。

一方、上述のような大規模な開発に際しては、緑地の設置や公園の整備などにより、計画的なみどりの確保に努めました。特に東部地域では、開発に伴って鑑水小山緑地（約10.8ha）、堀之内寺沢里山公園（約5.2ha）などの公園・緑地の整備や緑地協定などにより、良好な住環境の形成に努めました。

参考：みどりの満足度（市民アンケート調査）

八王子市のまちなか（駅周辺、住宅街など）にあるみどりの環境について

「満足+どちらかと言えば満足」の合計⇒ 東部地域 83.2%

市内平均 56.3%



② 公園の充足率

市内には930か所（平成30年度末）の都市公園など※1が存在します。

「都市公園法運用指針（第4版）」（平成30年3月）に、一般的な住宅市街地における標準的な誘致距離（参考値）として、街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1kmと示されています。

この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の公園誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。前計画策定時の調査では公園充足率は81.2%（平成21年）※2、目標は「90%」でしたが、改定に伴う平成29年度調査では84.0%でした。

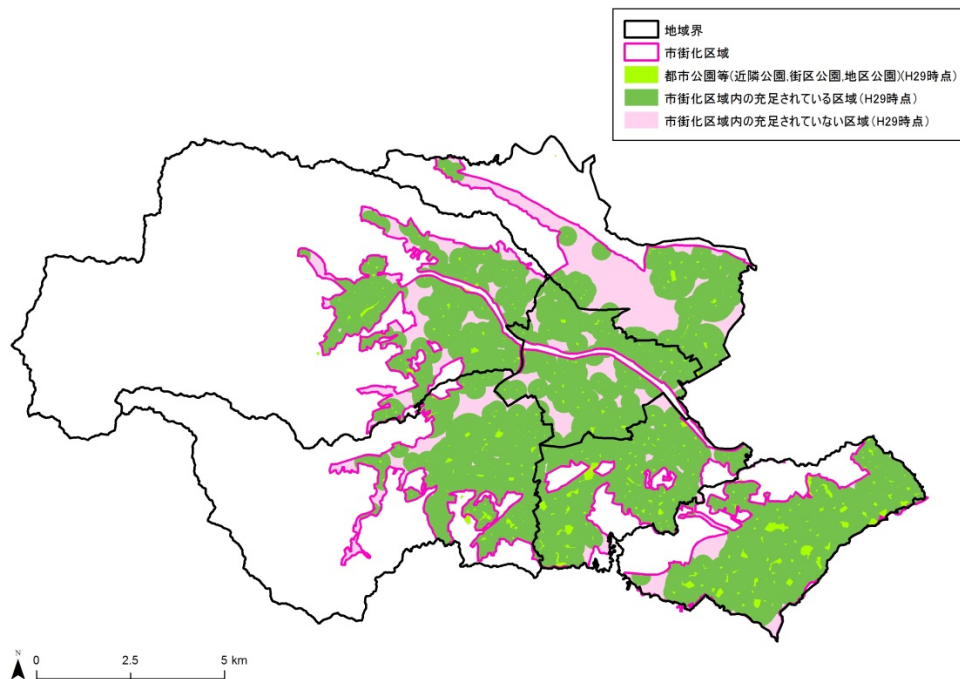


図. 都市公園の誘致圏（平成29年度調査）

計画期間中には充足率の不足していた地域に、すわなか公園や堀之内寺沢里山公園などが整備されました。



すわなか公園



堀之内寺沢里山公園

※1 都市公園など：八王子市立の都市公園、東京都立の都市公園のほかに、児童遊園、まちの広場を含みます。

※2 充足率の算出は、八王子市立の都市公園のみを対象としています。

（２）主な成果と今後の課題

平成 22 年（2010 年）の前計画策定以降、基本理念「みどりを市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」のもと、様々な取組を推進してきました。ここでは取組の成果とそれを踏まえた今後の主な課題を整理しました。

① 前計画での主な成果

《みどりの確保と整備を推進》

- 貴重なみどりを保全するため、緑地の公有化や民有樹林の指定などの取組を行いました。
その結果、法や条例により担保された樹林地面積は計画当初から約 42ha 増加しました。
- 担保性が特に高い特別緑地保全地区については、計画当初から約 30.5ha の追加指定を行い、約 1.7 倍の 70.1ha に増加しました。

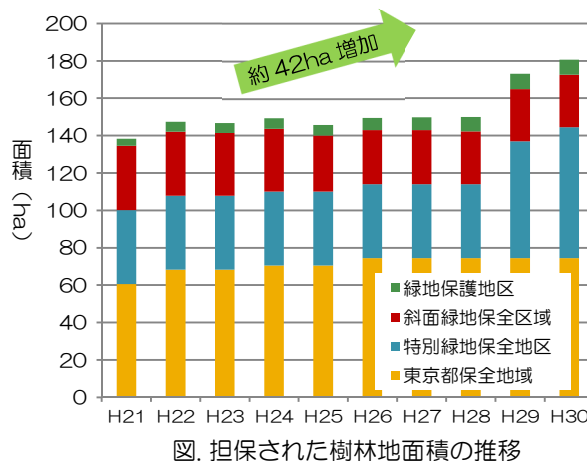


図. 担保された樹林地面積の推移



上川の里特別緑地保全地区



金比羅特別緑地保全地区

- 公園の新規整備により市民の憩いの場を増やし、計画当初から 44 か所の公園が設置されました。特に多摩ニュータウン開発に際しては計画的に公園・緑地を整備することで、失われるみどりの確保と快適な住環境の形成に寄与しました。
- 富士森公園では複合遊具やターザンロープの設置などのリニューアル整備を行い、多くの子どもたちで賑わうようになりました。
- 湧水のある公園では、その特性を活かした整備を行いました。
- 生産緑地地区の指定や地産地消の推進などにより、農地の保全に努めました。



富士森公園 こども広場



《協働による取組を推進》

○公園の計画段階から整備に至るまで市民との協働で取り組む「手づくり公園事業」により、小田野中央公園を整備しました。また、開園後も地域住民の主体的な活動により、公園の維持管理や積極的な活用が行われています。

○本市の玄関口となる JR 八王子駅前の「みどりの空間」の花壇づくりを市民ボランティアと協力して継続的に実施しています。

○みどりに関わる人材の育成を、里山サポーター育成講座やはちおうじ農業塾など、地域のみどりの特性に応じて実施しました。

○みどりの維持管理を市民と協力して行い、公園アドプト団体数は前計画当初の 206 団体から 270 団体に増加しました。また、水辺の見護り制度を創出し、登録団体は 23 団体になりました。

○環境教育、環境学習を里山、農地、河川など多様な環境で実施し、子どもたちがみどりを学べる機会を創出しました。加えて、企業や地元住民と連携して実施することで、活動の充実に努めました。

○市制 100 周年の中心的事業として、第 34 回全国都市緑化はちおうじフェアを開催しました。市民ボランティアと連携した花壇づくりなどに取り組むとともに、市民の緑化意識の醸成を図り、学びの場を創出するなどの取組を実施しました。



地域住民により積極的に活用される小田野中央公園



市民ボランティアによる駅前花壇の維持活動



里山の管理方法を学ぶ「里山サポーター育成講座」



全国都市緑化はちおうじフェアでの市民ボランティア活動

② 今後取り組むべき主な課題

《確保されたみどりへの対応》

○みどりの確保によって、特別緑地保全地区の面積や公園数は増加しました。公園については、市民一人あたりの公園面積が、東京都内でも高い数値となっています。しかしながら、既に確保されたみどりに対して、さらなる整備や維持管理を望む市民の声もあります。そのため、これまで確保したみどりの多機能性を引き出し(=「みどりの質」を向上させる)、いかに有効に活用するかが課題です。

○確保してきた全てのみどりを一斉に整備、活用することは困難なため、それらを推進する拠点の選定が必要です。

○公園や緑地、河川などのみどりを、適切に維持や更新する必要があります。その際には、安全性や生物多様性などに配慮して行うことが求められます。

○厳しい財政状況が想定されているなかで、事業に必要な財源を生み出す発想が求められます。そのためには民間ノウハウの利用など、効果的なみどりの活用手法の検討が必要です。

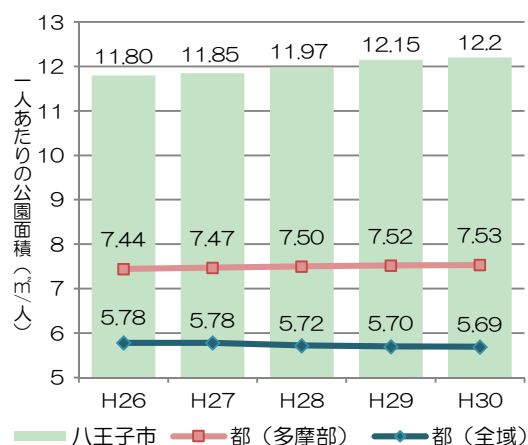


図. 一人あたりの公園面積の比較(都建設局データ)

《みどりの量への対応》

○各施策により樹林地が保全される一方で、緑被率や農地面積は減少しました。そのため、今後も様々な制度により、減少するみどりにへの対策や新たなみどりの創出が必要です。また、みどりを創出する際には良好な景観形成など、みどりの機能を重視することも求められます。

○公園の整備は着実に進みましたが、市の条例に基づく「市民一人あたりの都市公園面積(12.5 m²/人)」には及んでいません。

○地域によってみどりの量に大きな偏在があります。特に、人口密度の高い中央地域は緑被率 9.3%、市民一人あたりの都市公園面積 2.3 m²/人であり、市内で最も少ない状況です。

○生産緑地地区は年々減少傾向で、2022 年には 1992 年に都市計画決定された生産緑地地区が、30 年経過することにより買取申出が可能となるため、減少が予想されます。

《多様な主体とのさらなる連携》

○本市では市民との協働によって維持管理されているみどりが数多くあります。これからの社会情勢を鑑みると、高齢化による参加者の減少などが推測されるため、みどりに関わる様々な担い手と連携して、協働のすそ野を広げていくことが求められます。

○主体的に取り組む人材を育てるためには、多くの市民がみどりの活動に参加するきっかけを作ることが必要です。また、この取組を市民ニーズに合わせて進めることが重要です。

○全国都市緑化はちおうじフェアを契機に向上した市民の緑化意識を継続させる取組が必要です。

○計画期間を越えてみどりを将来に引き継ぐためには、子どもたちがみどりに触れ、知り、好きになることが重要です。そのため、環境教育・環境学習の一層の推進が求められます。



3 みどりに関わる社会情勢など

(1) 社会情勢への対応

① 少子高齢化・人口減少社会の進行

今後の人口減少によって、地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。そのため、みどりを活用して地域の人たちが活動し、コミュニティの活性化を図ることが必要となってきます。加えて、少子高齢化に対応した公園の整備や民有林所有者の高齢化による管理不足への対応も求められます。

「高齢者の経済・生活環境に関する調査」（内閣府）では、住んでいる地域での社会的活動（貢献活動）状況において、「特に活動していない」が約7割を占めています。今後の社会においては、高齢者が活躍できる場として、みどりが活用されることも期待されます。

② ライフスタイル・価値観の多様化

「国民生活に関する世論調査」（内閣府）では、今後の生活において重視することとして「物質的な面で生活を豊かにする」より「心の豊かさやゆとりのある生活をする」割合が高まっています。これからの成熟社会においては、みどりの活用による生活の質（QOL）の向上や余暇生活へのニーズに貢献する必要があります。

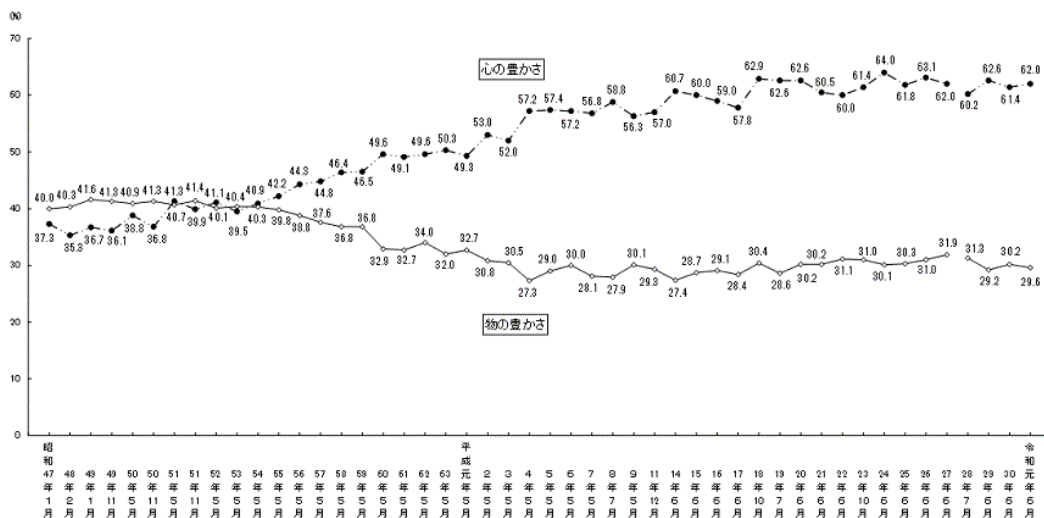


図. 国民生活に関する世論調査結果（令和元年 内閣府）

③ 社会インフラの老朽化

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されました。そのため、国土交通省の第4次社会資本整備重点計画では、社会資本整備が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が指摘されています。

本市においても、都市公園のうち約4割が平成元年度から平成10年度に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められます。



（２）自然環境問題への対応

① 自然災害への対応

都市のみどりとオープンスペースは、「災害時の避難の場」、「火災、爆発による災害の緩和、防止」、「災害対策の拠点」、「自然災害の緩和、防止」、「防災教育の場」などの役割を有します。平成 7 年（1995 年）に発生した阪神淡路大震災では、街路樹や生け垣、都市公園が延焼の遅延、防止に役立ち、火災による被害を軽減させたことが報告されています。平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、みどりとオープンスペースは避難場所だけでなく、避難生活や復旧・復興支援の場としての機能も発揮しました。また、都内では帰宅困難者の一時滞在や休憩所などにも利用されました。さらに、みどりとオープンスペースは水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得ることが報告されています。

本市においても、今後発生が予測される首都直下地震や、近年頻発している集中豪雨などの自然災害への対応策として、みどりの重要性が高まっており対応が求められます。



火災発生時焼け止まりになった公園
（未来につなぐ都市とみどり 国土交通省）



公園に整備された“かまどベンチ”

② 地球温暖化の進行

地球温暖化による気候変動の進行によって局地的な集中豪雨の発生、台風の大型化、猛暑日の増加など、自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。

気候変動への対応として、平成28年（2016年）に策定された国の地球温暖化対策計画では、都市における緑地や農地の保全などにより、熱環境の改善を通じた都市の低炭素化を推進することが示されており、本市においてもみどりの保全や創出などの取組の推進が重要となっています。

コラム

【身近なみどりによる気候変動への適応策】

地球温暖化などの気候変動により既に生じている、又は将来予測される影響による被害の回避や軽減のことを適応策と言います。

都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、みどりを活用した適応策としては、屋上緑化やみどりのカーテンなどがあげられます。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。



みどりのカーテン



③ 生物多様性の保全

「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」は地球上の生きものの約100万種が存続を脅かされていると警告しており、生物多様性の保全が急務となっています。

国では、「生物多様性国家戦略2012-2020」において生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題として、生物多様性の社会への浸透や、重点的に保全すべき里地里山を明らかにするなどの人口減少を踏まえた国土の保全管理などをあげています。また、都市緑地法運用指針を改正し、みどりの基本計画策定時の留意事項に中核地区（郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給などに資する核となる緑地）の配置など、生物多様性の確保に関する視点を追加しました。

さらに、東京都の「緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」では、市区町村に「住民、企業、NPO等と連携した地域に密着した緑の保全・創出活動の推進」や「生物多様性の重要性を学習し、体験する機会の提供に努める」などの役割が期待されています。

生物多様性の保全には人の手が入らない方がよい場合だけでなく、人の手が入ることによって保全されるケースもあり、地域の特性に応じた取組が必要です。また、生物多様性への理解と関心を高めるための周知啓発や、子どもたちへの環境教育・環境学習も推進する必要があります。

コラム

【生物多様性と私たちのつながり】

「生物多様性って？」

「生物多様性」とは、生きもののたちの豊かな個性とつながりのことです。

生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。その長い歴史の結果、現在地球上の至る所で多くの生きものが生息しています。そして私たち人間も含め、あらゆる生きものは直接的又は間接的に支え合って生きています。

この生物多様性を基盤とする生態系は、人が生きていくために欠かせない酸素や食料を供給してくれるだけでなく、水源のかん養や精神的な安らぎ、豊かな文化を形成するなど、私たち人間に多くの恩恵を与えています。それら生物多様性がもたらす恩恵を「生態系サービス」と呼んでいます。

TEEB（生態系と生物多様性の経済学）では、生態系サービスを以下の4つに分類しています。

1. 供給サービス : 食料、水、木材や肥料などの原材料、医薬品や化粧品などの供給
2. 調整サービス : ヒートアイランド緩和、二酸化炭素固定、水質浄化、花粉媒介など
3. 生息・生育地サービス: 生息・生育環境の提供、遺伝的多様性の維持など
4. 文化的サービス : 自然的景観の保全、レクリエーションや観光の場と機会、芸術・デザインへのインスピレーション、科学や教育に関する知識など



（環境省 価値ある自然 生態系と生物多様性の経済学:TEEB の紹介）

このように、生物多様性と生態系は私たちのいのちと暮らしを支えています。

そして、これら生きもののつながりは、地球の長い歴史の中で形成されてきました。そのため、一度生物多様性が消失すると、回復には非常に長い時間が必要です。また、生きものは相互に支えあって生きていますが、その関係は完全に解明されておらず、消失による影響は未知数です。

将来にわたって生態系サービスの恩恵を受け続けていくためには、その源である生物多様性の保全が重要と言えます。



自然のめぐみ（環境省 生物多様性広報パネル）

「生物多様性保全のための里地里山の重要性」

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています（環境省）。長い年月を通じた農業や林業などの人の営みにより雑木林、水田、草原などが形成され、持続的に利用されてきた里地里山は、近年、持続可能な社会モデル「SATOYAMA」として国際的にも注目を集めています。

人の手により形成されてきた自然環境には、その環境を好む生きものたちによって特有の生態系が成立してきました。そのため、里地里山には多くの生きものが依存しており、生きものと人が共生している空間となっています。

しかし、人口減少や営農形態の変化などによって人の手が入らなくなったことにより、里地里山の荒廃が懸念されています。生物多様性国家戦略における「生物多様性の危機」でも、里地里山に対する人間活動の縮小があげられているように、人の手が入らなくなった環境では、里地里山特有の自然環境が失われ、そこに住む生きものにも大きな影響があります。そのため、本市でも生物多様性保全のために里地里山の適正な管理や保全が求められています。



里山の生きものたち



4 国等の方向性

平成22年(2010年)に八王子すみどりの基本計画を策定して以降、国や東京都などではすみどりに関連する以下の主要な施策が展開されてきました。

◦ 都市計画公園・緑地の整備方針(東京都・区市町)	平成23年(2011年)12月
◦ 生物多様性国家戦略2012-2020	平成24年(2012年)9月
◦ 緑確保の総合的な方針改定(東京都・区市町村)	平成28年(2016年)3月
◦ 都市農業振興基本計画	平成28年(2016年)5月
◦ 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	平成28年(2016年)5月
◦ 持続可能な開発の目標(SDGs)実施指針決定	平成28年(2016年)12月
◦ 都市緑地法等の一部を改正する法律	平成29年(2017年)6月
◦ 都市づくりのグランドデザイン策定(東京都)	平成29年(2017年)9月
◦ 第五次環境基本計画	平成30年(2018年)4月
◦ 東京が新たに進めるすみどりの取組(東京都)	令和元年(2019年)5月
◦ グリーンインフラ推進戦略	令和元年(2019年)7月

これらの中でも次の①～③は、これからのすみどりに関わる取組に対して、特に考慮していく必要があります。

① 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書

これからの緑とオープンスペース政策として、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備などの社会状況を背景に、「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、以下の重視すべき観点を示しました。

【重視すべき視点】

ストック効果の向上	整備、面積の拡大重視から使うことや活かすことの重視へ
民との連携の加速	行政主体の整備、維持管理から、市民やNPO等の主体的な活動支援や民間施設との積極的な連携へ
都市公園の柔軟な利用	硬直的な都市公園の管理から、地域との合意に基づく弾力的な運用やまちづくりの一環としてのマネジメントへ



② 都市緑地法等の一部を改正する法律

民間の活力を最大限活かした緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、関係法令が一括で改正されました。

【改正内容】

緑地・広場の創出（都市緑地法）
- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 - 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 - 緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全など） - 緑地の定義に農地が含まれることを明記
都市公園の再生・活性化（都市公園法等）
- 都市公園で保育所などを含む「社会福祉施設」を設置可能 - 民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度創設 - 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年） - 公園の活性化に関する協議会を設置可能
都市農地の保全・活用（生産緑地法等）
- 生産緑地地区の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能 - 生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置が可能 - 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創出

③ グリーンインフラ推進戦略

昨今の自然災害の激甚化、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、持続可能で魅力ある都市や地域の形成を目指すグリーンインフラの取組の推進が示されました。

グリーンインフラの活用を推進すべき場面の例（一部抜粋）	
気候変動への対応	植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など
投資や人材を呼び込む 都市空間の形成	自然豊かで居心地が良い魅力ある都市空間の形成による 人材、企業、民間投資の呼び込み
都市空間の快適な利活用	インフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に 際して、緑と水のネットワークの形成
生態系ネットワークの形成	多自然川づくりや重要な湿地や緑地の保全、分断化された自然をつなぐことによる生物の生息・生育環境などの保全
豊かな生活空間の形成	公園、緑地、河川、農地等を活用して人々が集い、楽しみながら、環境教育やレクリエーションなど多様な活動の舞台となる生活空間の形成



持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、すべてのゴールが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。

国でも、平成28年（2016年）に内閣が「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画などにSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

本計画では、SDGsのうち特に関連の深い「11」「15」「17」の達成に貢献し、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現を目指します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（国際連合広報センター）

5 市民意見

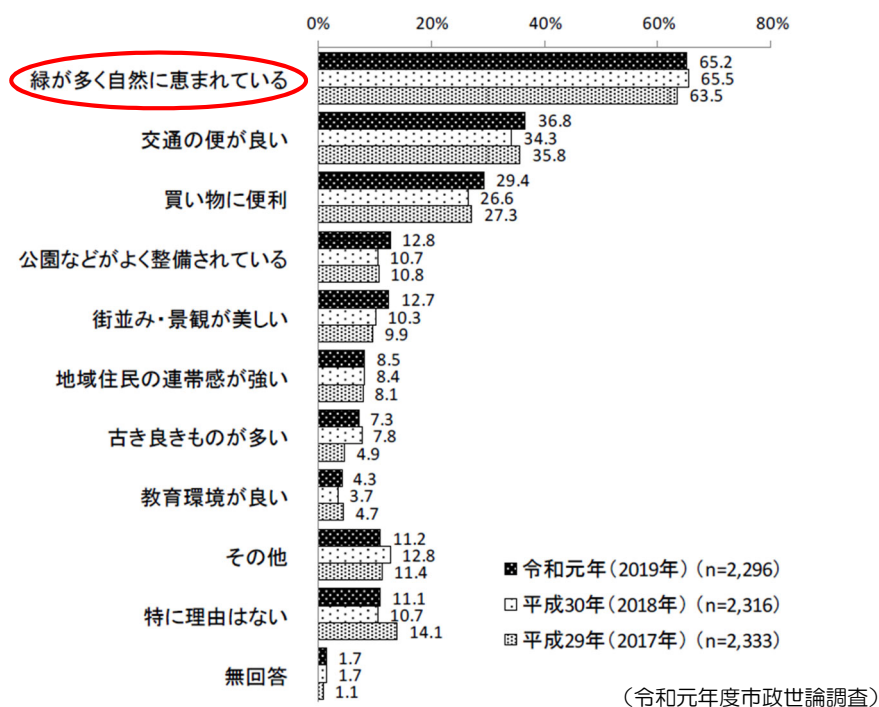
みどりの保全や緑化の推進には、市民との協働が非常に重要です。計画改定に向け、今後取り組むべき施策や市民ニーズを把握するため、次のとおり市民意見の把握を行いました。

- ① 市政モニターアンケート（平成 29 年（2017 年）8 月実施）
- ② 子育て世代向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月実施）
- ③ 環境市民会議向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月～1 月実施）
- ④ 市民アンケート（八王子のみどりと公園に関する意識調査）（平成 31 年（2019 年）3 月実施）
- ⑤ パブリックコメント（令和元年（2019 年）12 月～令和 2 年（2020 年）1 月実施）

調査結果概要（小数点以下の処理により、合計が100%にならない場合があります。）

○ 定住意向について（市政世論調査）

市内への定住意向は市民の9割近くが有しており、その理由として65%以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。



○ 今後のみどりのあり方について（市政モニターアンケート）

本市の市街地及び郊外部のみどりのあり方として、「量を増やすこと」より「質を高めること」の方がより大切だと考えている市民が多い結果でした。

市街地部（家屋、商業施設や商店街が密集した土地、区域）

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	68.8
みどりの「量を増やすこと」	31.3

郊外部（建物の密集する市街地に隣接した地帯）

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	71.9
みどりの「量を増やすこと」	28.1



○ みどりの役割について

大切だと思うみどりの役割について「心に安らぎを与える」、「季節感を与える」（市政モニターアンケート）、「美しいまちなみ・きれいな景色の形成」（市民アンケート）が多く、心理的・視覚的な存在意義を大切にする傾向が高い結果でした。

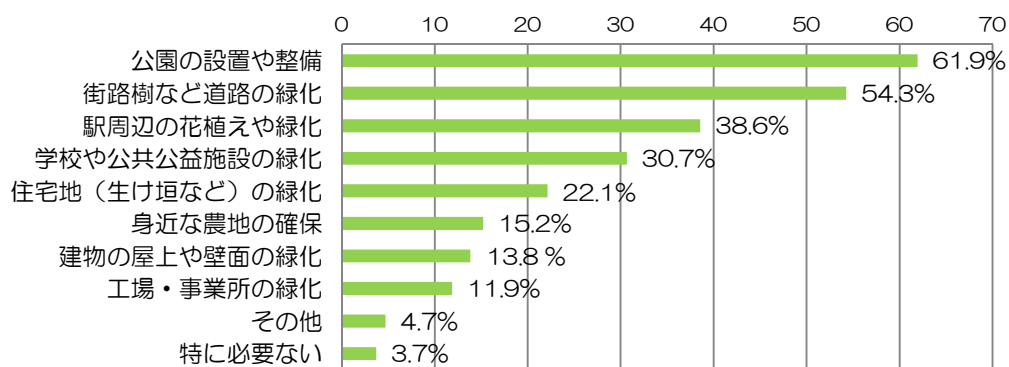
○ 開発との関わりについて（市民アンケート）

みどりの保全と開発の調和に関して、市民の約7割が「市内の開発はやむを得ないが、保全や緑化によって可能な限り市内のみどりを確保すべき」との考えを有しており、開発時に緑化を義務付けるなどの施策が重要と考えられます。

○ みどりの満足度向上について（市民アンケート）

まちなかのみどりの満足度をさらに高めるためには、「公園の設置や整備」、「街路樹など道路の緑化」、「駅周辺の花植えや緑化」が必要との回答が多い結果でした。

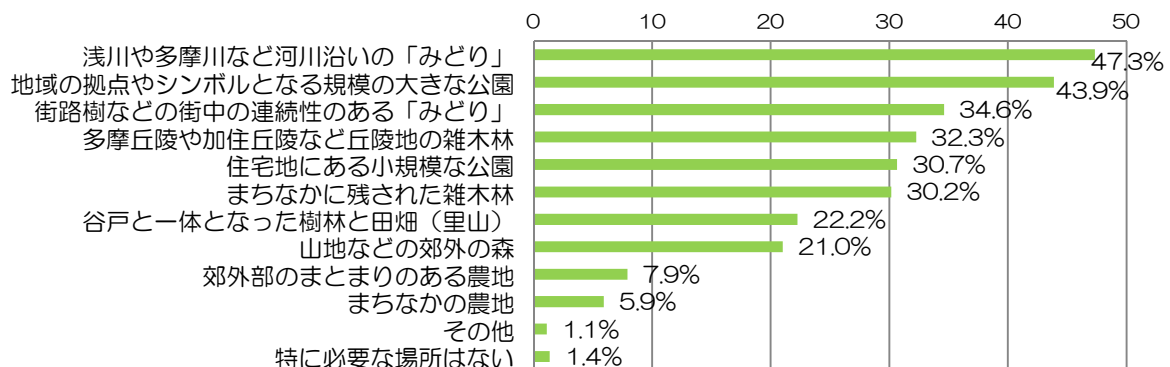
まちなかのみどりの満足度向上のために取り組むべき施策



○ 保全や維持管理が必要なみどりについて（市民アンケート）

特に保全や維持管理が必要だと考えるみどりは「浅川や多摩川など河川沿いのみどり」や「地域の拠点やシンボルとなる規模の大きな公園」が多い結果でした。

特に保全や維持管理が必要だと考えるみどり



6 計画改定の考え方

計画を改定するに当たり、これまでの取組や社会情勢などを踏まえて新しい基本計画の考え方を整理しました。みどりの現状や社会情勢を踏まえた本市に求められることとして、みどりの量の確保を図りつつも確保したみどりを有効に活用してみどりの質を高めることがあげられます。

市のみどりの現状

○みどりを一定量確保

確保した緑地の面積（約 180ha）

設置済み公園数（約 930 か所）

⇒【課題】適正な管理や活用の推進が必要

○みどりの減少

緑被率の減少（-2.6%）

生産緑地地区の減少（-約 30ha）

⇒【課題】さらなるみどりの減少が懸念

○多様な主体によるみどりの活動

公園アドプト数の増加（+64 団体）

⇒【課題】高齢化などによる活動の縮小が懸念

など



社会情勢

○人口減少、少子高齢化社会の進行

⇒【課題】コミュニティ希薄化の進行、担い手の確保が困難

○ライフスタイル、価値観の多様化

⇒【課題】みどりを活用した QOL 向上や市民ニーズに応じた活用の検討が必要

○社会インフラの老朽化

⇒【課題】将来的に維持可能な仕組みが必要

○災害、気候変動、生物多様性保全などの問題

⇒【課題】解決に寄与できるみどりの整備や確保が必要

など

国の方向性

○緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市や地域のために発揮させる。

○自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、持続可能で魅力ある都市の形成を目指す。など

市民意識

○みどりの質を向上させることが必要。

○みどりの持つ心理的効果に高い需要。

○みどりの満足度向上のためには公園の設置や整備、道路・駅周辺の緑化が必要。など

基本方針

質の向上

- ・確保されたみどりの適正な管理や整備を通じて、みどりの機能の
- ・みどりを適正に利活用することによって都市の価値や市民の QOL

量の確保

- ・みどりの量を確保し良好な自然環境を増やすことで、気温上昇の
- ・みどりと調和した八王子らしい暮らしのため、本市特有の都市景観

パートナーづくり

- ・市民全体でみどりの価値を共有し、みどりの活動のすそ野を広げる
- ・子どもたちのみどりへの関わりやふれあう機会を確保し健全な発育



計画改定の基本的な考え方

みどりとみどりに関わる活動を「地域の資産」と捉え、みどりと調和したまちを目指す

○これまでの取組により保全・創出されたみどりを維持し、さらに向上させるための活用を推進します。活用にあたっては「防災性が向上する」、「景観が良くなる」、「地域のコミュニティが活性化する」など、市にとって重要な課題の解決や市民の豊かな暮らしにみどりが貢献できるよう施策を展開します。

○みどりは生活に潤いをもたらし、生物多様性の保全に必要不可欠であるなど都市において貴重な存在です。今後もみどりの創出や保全を通じて自然豊かな都市環境の形成を目指します。みどりの新たな整備や保全にあたっては、みどりの活用などを考慮しながら進めます。

○これまでも公園や道路、樹林地など多くのみどりにおいて、市民や事業者などとの協働による良好な環境が形成されてきました。みどりの活用や保全の取組のさらなる推進には、今まで以上に多様な主体との連携が必要となります。そのため、市民や事業者などとみどりと関わり合いを創出し、協働のすそ野を広げる取組を推進します。

○次世代へみどりを継続するためには、子どもたちがみどりの大切さを知ることが重要です。多様な自然環境を有する本市は環境教育・環境学習の場に適しているため、様々なみどりを活用した環境教育の機会を創出します。

○みどりが有する多様な機能を活用し、地域課題の解決に貢献するグリーンインフラの取組を推進します。

○限られた財源での効率的な活用や保全を進めるため、様々な手法の検討や実施を目指します。

○これら取組を人口動態やみどりの特徴など、地域の特性に応じて推進します。

効果的な発揮や新たな機能の付加によるみどりの質の向上を図る。
向上を目指す。

抑制、生物の生息生育の場の提供など環境に配慮した社会の形成に貢献する。
や自然的環境を保全、創出する。

ことで、多様なパートナーによる主体的なみどりの活動を推進する。
に寄与するとともに、次世代の担い手として環境に対する興味関心を高める。

